

(案)

上越国有林の地域別の森林計画書

(上越森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成33年3月31日

関東森林管理局

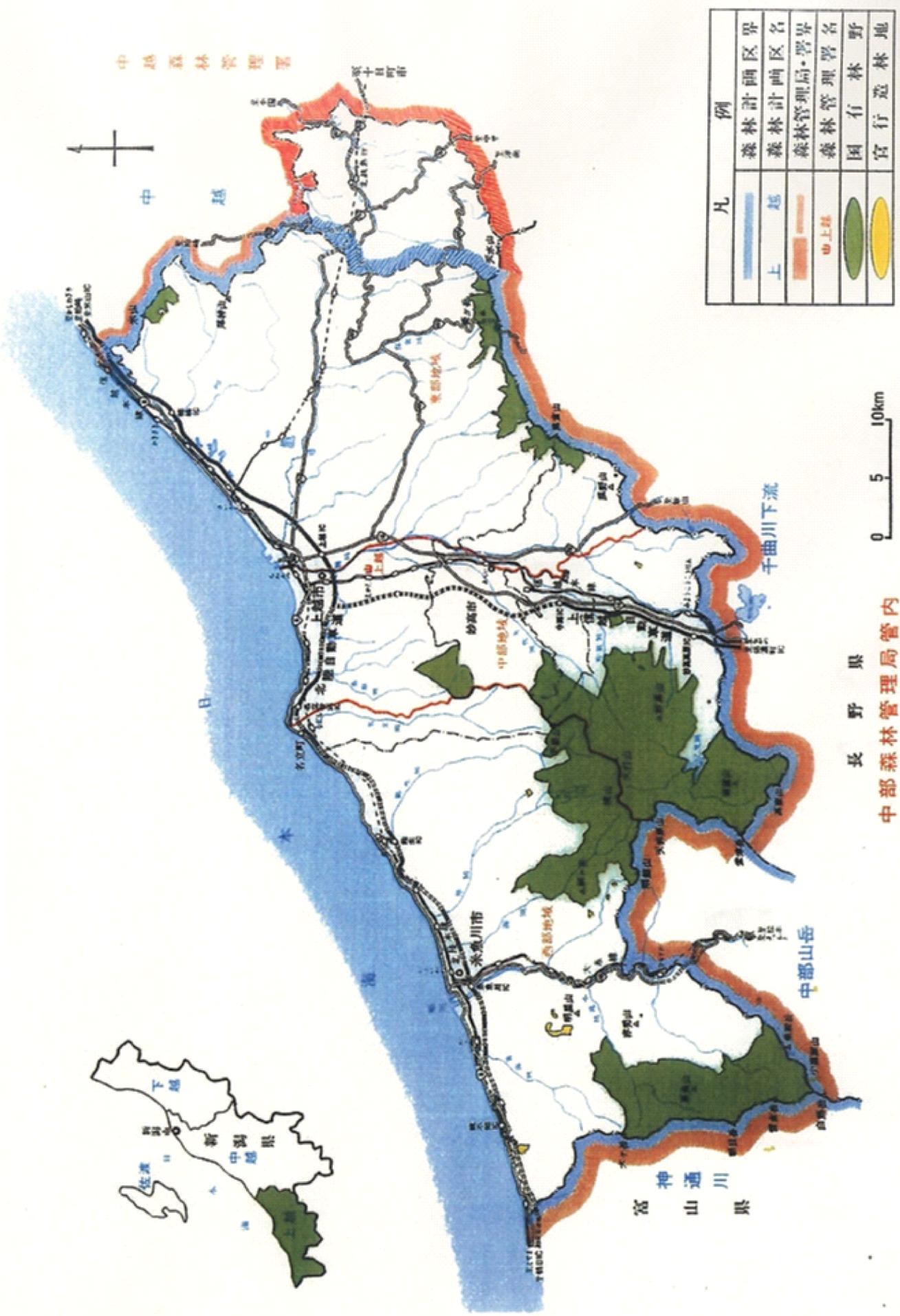
この国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2に基づき、法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のもの。
- ③ -は、該当がないもの。

上越森林計画区の位置図



凡 例	
	森林計画区界
	上越森林計画区名
	森林管理局・署界
	上越森林管理署名
	国有林野
	官行造林地

長野県
中部森林管理局管内

0 5 10km

目 次

I	計画の大綱	
1	自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1)	位置及び面積	1
(2)	自然的背景	1
(3)	社会経済的背景	3
2	計画樹立にあたっての基本的な考え方	5
II	計画事項	
1	計画の対象とする森林の区域	7
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1)	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	8
(2)	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
3	伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	12
(1)	森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	12
(2)	伐採立木材積	14
(3)	その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	15
4	造林面積その他造林に関する事項	16
(1)	造林に関する基本的事項	16
(2)	人工造林及び天然更新別の造林面積	17
(3)	その他造林に関する必要な事項	17
5	間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	18
(1)	間伐及び保育に関する基本的事項	18
(2)	間伐立木材積	19
(3)	その他間伐及び保育に関する必要な事項	19
6	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域	20
(2)	公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	21
7	林業専用道の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2)	開設又は拡張すべき林道等の種類別及び箇所別の数量等	22
(3)	更新を確保するための林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22
8	森林施業の合理化に関する事項	23
(1)	林業に従事する者の養成及び確保	23
(2)	林業機械の導入の促進	23
(3)	路網等の整備	23
(4)	林産物の利用促進のための施設の整備	23

9	森林の土地の保全に関する事項	25
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
	(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	24
	(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	25
10	保安施設に関する事項	25
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	25
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	25
	(3) 実施すべき治山事業の数量	25
11	その他必要な事項	26
	(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	26
	(2) 森林の保護及び管理	26
別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	27
別表2	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	36
別表3	伐採立木材積	36
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	37
別表5	公益的機能別施業森林の区域	38
別表6	開設又は拡張すべき林業専用道の種類別及び箇所別の数量等	42
別表7	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	43
別表8	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
別表9	実施すべき治山事業の数量	45
別表10	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	46
別表11	保安林の指定施業要件	50
別表12	保安林の種類別の伐採方法	52
別表13	自然公園区域内における森林の施業	53
別表14	砂防指定地等の森林の施業	54

I 計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

当計画区は、新潟県の南西部に位置しており、東は中越森林計画区、南は長野県、西は富山県にそれぞれ接し、糸魚川市、上越市、妙高市の3市を包括している。

当計画区の総面積は217千haで、新潟県面積の17%を占めている。森林面積は153千haで、うち国有林は36千haあり、森林面積の23%にあたる。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、東部の^{せきた}関田山脈と西部の^{ひだ}飛騨山脈、中央南部の^{みようこう}妙高火山群からなり、これら2,000m級の山岳から北部に向けて標高が漸次低くなり日本海に至っている。関田山脈は、^{あまみずやま}天水山(1,088m)、^{ひしだけ}菱ヶ岳(1,029m)、^{くろくらさん}黒倉山(1,242m)等の比較的標高の低い山岳を連ねて長野県との県境をなしている。中越森林計画区との境は、関田山脈から独立してそびえる^{これんげさん}米山(991m)、^{ゆきくらだけ}尾上岳(757m)がある。飛騨山脈は、^{のりくらだけ}乗鞍岳から北方に^{あさひだけ}小蓮華山(2,766m)、^{あさひだけ}雪倉岳(2,611m)、^{あさひだけ}朝日岳(2,418m)、等が連なり長野県及び富山県との境をなしている。妙高火山群は、富士火山帯の北端に位置し、^{みようこうさん}主峰の妙高山(2,454m)、^{やきやま}焼山(2,400m)、^{ひうちやま}火打山(2,462m)、^{たかつまやま}高妻山(2,352m)、^{あまかざりやま}雨飾山(1,963m)等の火山からなり長野県と接している。

これらの山系は、日本百名山の妙高山、火打山、高妻山、雨飾山をはじめ数多くの山岳があり、またこれらの山系に広がる森林についてみると、奥地は自然度の高い天然生林が広域に分布し森林生態系の保全が求められており、都市近郊にあっては、スキー場や憩いの場の提供や生活環境の保全が求められている。

(イ) 水系

当計画区では、長野県境に源を発する小河川が保倉川や関川に合流して北流し、高田平野を流下して日本海に注いでいる。その他の河川は、^{なだちがわ}名立川、^{のうがわ}能生川、早川、姫川等があり、いずれも独立して北流し日本海に注いでいる。一般に急流であるが、発電、灌漑用水として重要な水源となっている。これら河川の上流域にある森林は水源地として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区糸魚川のほぼ中央を走る糸魚川—静岡構造線は、日本の主要な地溝帯の一つである中央構造帯（フォッサマグナ）の西端部とされ、この線を境に地質が大きく異なる。

り、様々な岩石、地層が見られる。これらの地域は形や地層、火山などの地質的な特徴の保護、学習活動やジオツーリズムなどを行うために、世界ジオパーク及び日本ジオパークに認定されている。

関田山脈周辺は、大部分が新第三紀の椎谷層、寺泊層、西飛山層、灰爪層により構成され、中腹以上に安山岩類を主体とした火成岩類が分布している。中部の妙高火山群は、第四紀の火山類、安山岩溶岩及び閃緑岩類当の火成岩が基岩をなしているほか、泥石流堆積物がみられる。妙高火山群の下流部は、新第三紀の名立層、川詰層、能生谷層、西飛山層が分布している。西部は、古第三紀の太美山層、中生代の来馬層が分布し、古生代の粘板岩、蛇紋岩類又は閃緑岩類、花崗岩類が介在して複雑な地層をなしている。

(イ) 土壌

当計画区の土壌は褐色森林土が約5割を占め、次いでポドゾル・ポドゾル化土壌、受触土等の順となっており、一部に黒色土がわずかにみられる。

国有林は、計画区中部の妙高山周辺を中心とした山岳地帯に所属しており、豪雪地帯に加え、急傾斜地が多く、基岩の露出した岩石地又はそれに近い状態のポドゾル・ポドゾル化土壌等が国有林面積の約5割を占める。

褐色森林土は、低標高地域から標高1,700m付近まで分布し、また標高1,500m～1,700mでは、暗色系褐色森林土が帯状に出現している。標高400m付近のやせ尾根付近には乾燥ポドゾル化土壌が出現し、また、標高1,700m付近から上部の山腹並びに山頂緩傾斜面等には湿性ポドゾル化土壌が帯状に分布しており、黒色土は、関川上流部にわずかに分布している。

ウ 気候

当計画区の気候は、日本海側気候に属し、冬期（12～3月）における1ヶ月当たりの平均日照時間は80時間程度と極端に少なく、日本海方面からの季節風の影響を受け多量の降雪と積雪をもたらし、わが国有数の豪雪地帯となっている。

年平均気温は、平野部で14℃前後、山間部で12℃前後であり、1月の平均気温は、平野部で3℃前後、山間部で-1℃前後と寒冷である。

年降水量は、2,000～3,000mm前後であり全国平均と比べて多い。積雪量は、平野部で1m未満と少ないが、山間部で3m以上に達する国内でも有数の多雪地である。

エ 森林の概況

当計画区は、国内有数の豪雪地帯にあるため人工林適地が少なく、ブナ林を主体とした天然生林が広範囲に分布している。また、この地域一帯は地すべり地帯であり、土砂の崩壊・流出の防止、水源かん養等の国土保全に重点を置く必要があるため、保安林率が96%と高くなっている。

(ア) 人工林

当計画区の人工林面積は約1千haで、森林面積の4%と少ないが、スギ54%、カラマツ24%、その他22%となっている。

齢級別にみるとⅠ～Ⅳ齢級の幼～若齢林が全体の4%、Ⅴ～Ⅷ齢級が12%、Ⅸ齢級以上

が84%となっている。

スギは赤倉地区一帯及び東部地域の適地を選んで植栽され、カラマツは耐雪性に乏しいことから、比較的雪質の軽い妙高地区に植栽されている。人工林の生育状況は、おおむね中庸であるが、幼齢期における圧雪被害により、根曲がりの発生など良質な木材の生産が困難なところもある。

(イ) 天然林

天然林の面積は約28千haで、森林面積の96%を占める。

林相は、ブナ・ミズナラを主体に山地帯を中心に広く分布しており、成長は比較的好である。

朝日岳～三国境～乗鞍岳等、2,500m級の山岳が連なる稜線付近にハイマツの群落が発達し、標高が下がるに従ってダケカンバやオオシラビソ、コメツガなどの亜高山帯を経てブナ帯へと続いている。また、犬ヶ岳～黒岩山の稜線にかけては、キタゴヨウマツ－ホンシャクナゲ群落が良好に維持されている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は296千人で、新潟県人口の12%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が8%、第2次産業が33%、第3次産業が59%となっており、県平均と比較して、第1次及び第2次産業の割合は低く、第3次が高くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区では、総面積217千haのうち、森林が71%となっており災害の防止、水源のかん養、生活環境や生物多様性の保全等極めて重要な位置を占めていることがうかがえる。

また、農耕地が13%、その他が16%となっている。

ウ 交通網

鉄道は、JR信越本線、北陸本線、大糸線並びに上越市～魚沼市を結ぶ私鉄が運行されている。また、上越市及び糸魚川市を経由する北陸新幹線の建設が進められている。

道路網は、国道8号線、18号線、148号線、253号線、292号線、353号線、403号線及び405号線を幹線とし、これに県道及び市道が接続している。また、高速道路は北陸自動車道が海岸線と平行して富山県に抜け、上信越自動車道が上越市と妙高市を北から南に縦断し、長野県に繋がっている。

海路は、新潟港に次ぐ貿易港である直江津港があり、佐渡、九州及び北海道を結ぶ主要定期航路も開設されている。また糸魚川市の姫川港は、セメントや輸送機械の輸出、石炭等の輸入等が行われている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、第1次産業は米作が中心で、他に畜産、野菜類、穀類及び果実類等の生産が行われている。第2次産業は製造業、建設業が主体となっており、主な工業製品

は電気、一般機械類、化学製品等であるが、糸魚川には県内唯一のセメント工場がある。

第3次産業は卸売業・小売業、運輸通信業が中心で、その他は公務員等となっている。

当計画区内には、豊かな自然を背景に「上信越高原国立公園」「中部山岳国立公園」をはじめ、国定・県立自然公園が指定されているとともに、多雪地帯の特性を活かし、多くのスキー場が開設されており、観光・レジャー産業が発展している。

オ 林業・林産業の概要

当計画区の森林資源は、広葉樹を主体とした天然林が多く、国有林・民有林を合わせた人工林率は22%で県平均の25%を下回っている。人工林の主要樹種はスギ、アカマツ及びカラマツとなっている。民有林の所有形態は、5ha未満の所有者が89%を占め、経営規模は零細である。

素材は、県総生産量の1割強を生産しており、また、特用林産物は木炭、きのこ類及び山菜等であり、活発な生産加工が行われている。

外材の輸入港である直江津港等があることから、外材主導型の林産業が展開されているが、国産材工場も規模が小さいものの多数操業している。

2 計画樹立にあたっての基本的な考え方

国有林は、水源のかん養、山地災害の防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮や地球温暖化の防止、生物多様性の保全等への寄与等、森林の持つ多面的機能への期待が高まっており、国民の要請は高度化・多様化してきている。

このような国民の期待の高まりに応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっており、この課題に応じていくため、次に示す基本的な考え方に沿って、民有林関係者との緊密な連絡調整を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水土保全機能の発揮

当計画区は、フォッサマグナ地帯をはじめ、脆弱な地質構造等の影響を受け、地すべり地帯として古くから治山事業による復旧が行われてきた地域である。また、中山間の棚田や高田平野等に広がる水田の農業用水、生活用水、工業用水の水源として、森林の水源かん養機能は重要である。

これらのことも踏まえ、保安林の適切な管理、保全施設を適切に配置するなど山地災害等の防止対策並びに、人工林の抜き伐り等により下層植生の生育を促し水源かん養機能を高めるための森林整備を講じ、森林の保全の確保を図る。

(2) 生活環境の保全

当計画区は日本海側気候域に属しており、冬期に日本海からの北西の季節風が強く、多量の降雪をもたらす。また、県内全域が豪雪地帯に指定されており、雪崩の防止といった機能が期待できる森林の保全等を通じて地域住民の生活環境の保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

火打山周辺地帯、朝日岳周辺一帯では、ハイマツ群落と高山植物の群生地があり、ライチョウの生息が確認されるなど良好な自然環境を有している。特に火打山はライチョウの生息地の北限として極めて重要である。上信越高原国立公園や県立自然公園等も指定され、美しい山岳景観を提供しているとともに、野生生物の重要な生息・生育地となっていることから、その維持、保全を基本とした適切な管理を行う。

また、人工林については、一部の伐採によって草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息環境を与え、更にこれらを捕食する希少猛禽類の餌場としての活用も期待されるなど、林業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

(4) 保健・文化・教育的な利用の場の提供

日本百名山の妙高山、火打山、高妻山、雨飾山をはじめとする数多くの山岳があり、登山、自然観察会、森林環境教育等に利用されている。

長野・新潟両県にまたがる関田山脈においては、自然豊かな里山のトレッキングや地元の人達との交流、環境・健康に対する意識の高揚、山村地域の連携・活性化等に寄与することを目的として「信越トレイル」が整備され、このうち国有林部分については「関田トレイル」と

して維持・管理されている。

妙高山、火打山周辺では、ブナ林・シラカバ林等が広がり、日本の滝百選の苗名滝や惣滝など豊かな自然に恵まれている。特に、池の平周辺は癒し効果の高い森として「森林セラピー基地」として認定されている。また笹ヶ峰、妙高高原、夢見平等には、安全で歩きやすい遊歩道が整備されており、「森林セラピーロード」に認定されている。

また、国内有数のスキーエリアであり、妙高山麓などに国有林を活用したスキー場が多数ある。このようにレクリエーションの場、野外教育や環境教育の場、及び四季折々の様々な森林景観を提供する場等として、今後とも森林の総合利用を進める。

(5) 林産物の供給

当計画区において、糸魚川市の粟倉・阿弥陀山地区、妙高市の赤倉地区一帯や東部地区が、スギ・カラマツを主体とした人工林地帯となっている。

これら人工林は、木材資源の質的向上と水土保持機能をより高めるため、若齢林に加え、高齢林についても間伐等を適切に実施する。なお、多量の積雪による根曲がり等により、良質な木材の継続的な生産が困難な人工林にあつては、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により針広混交林化、広葉樹林化等育成複層林への誘導を図る。

(6) 地球温暖化の対策等

森林は二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量の目標の確保に向けて間伐等の森林整備を着実に実施する等、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

Ⅱ 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		35,638.10	
市 別	糸 魚 川 市	16,391.44	
町 内	妙 高 市	14,965.96	
村 訳	上 越 市	4,280.70	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び上越森林管理署とする。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

別表1のとおり定める。

なお、各機能の定義は次のとおりである。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する等の機能

エ 保健文化機能

保健・文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源かん養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化及び木材等生産の各機能について、特にその機能を高度に発揮させる必要のある森林の機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(ア) 水源かん養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝

葉が多く茂っている等遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化的・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分する。この区分を踏まえ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化、針広混交林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

(ア) 水土保全林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保全林」に区分し、災害に強い国土基盤の形成、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推

進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促進しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な間伐・保育等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風、霧、騒音、粉塵等の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林、又は、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持推進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健、風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系としての重要な森林の適切な保全、防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分し、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。

(エ) 対象面積

単位：ha

区 分	面 積
総 数	35,638
水 土 保 全 林	13,556
森 林 と 人 と の 共 生 林	21,814
資 源 の 循 環 利 用 林	269

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	用材林 広葉樹	その他 広葉樹
全 域	45	40	40	60	70	20

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であつて伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限をうけているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採面積の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水土保持林に区分された森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね20ha以下（天然更新を行う場合はおおむね10ha以下）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水土保持林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。
- g 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹

種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%(人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内)とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下(法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内)とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 伐採率はおおむね70%以下とし、稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。ただし、水土保持林及び森林と人との共生林にあつては、山地災害防止機能、水源かん養機能、生活環境保全機能等を維持増進させる必要があるため、伐採率はおおむね50%以内とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することよりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に考慮のうえ実施することとする。

- 主伐については、(ア) 及び (イ) の留意事項によることとする。
- 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(エ) 生産目標別の主伐の時期

当計各区における樹種別、生産目標別の主伐の時期は次表のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主 伐 の 時 期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級 (cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中 仕 立	2 4	6 0
		造 作 材	〃	3 6	1 0 0
	カラマツ	一般建築材	〃	2 2	5 5
		造 作 材	〃	2 4	8 0

(オ) その他

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

主伐を見合せるべき立木の樹種ごとの年齢は、次のもの以下とする。

単位：年

樹種	スギ	アカマツ クロマツ	カラマツ
全域	25	25	25

(注) ただし、次の森林は除く。

- ① 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2に掲げる森林であって伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けているもの
- ② 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林をすべき樹種

適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等自然条件、既往造林地の成林状況、地域における経済的条件等を勘案し、スギ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

高木性の樹種とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本/ha

スギ	カラマツ
2,500	2,000

(注) 1 複層林施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待出来るよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生

育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、前述の「天然更新補助作業の対象樹種」に基づき、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

伐採跡地の更新すべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては原則として、伐採後2年以内とする。

また、人工林択伐を実施する場合は、伐採後5年以内とし、天然更新による場合、更新が完了していないと認められるときには、植栽により確実な更新を図ることとする。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区	分	面	積
総	数	4	1

注)「育成複層林施業導入」とは、人為により複数樹冠層を構成する森林として成立させる施業(下層植栽、更新補助作業、除伐等の保育作業、間伐)を初めて行うことである。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間に競争による優劣が生じた時期とする。
 また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 (年)					間 伐 の 方 法
		初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	一般建築材	25	35				○ 選木は、林分構成の適正化等を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に留意しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木或いは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
	造作材	25	35	45	55	65	
カラマツ	一般建築材	35	45				
	造作材	35	45	55	65		

イ 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期適作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の種類	樹種	実施林齢																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
下刈	スギ	○	○	○	○	○	△													
	カラマツ	○	○	○	○	△														
つる切	スギ							←	○	→		←	△	→						
	カラマツ						←	○	→		←	△	→							
除伐	スギ									←	○	→		←	△	→		←	△	→
	カラマツ								←	○	→			←	△	→				

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される有用天然木の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域 該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における
施業の方法
該当なし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設については、森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとしているが、当計画期間においては、既設林道の拡張により効率的に実行できることから、開設は計画しない。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

8 森林施業の合理化に関する事項

当計画区の国有林は、人工林率が低く、天然広葉樹主体となっているため、素材生産、造林などの事業量は極めて少ない。

原木流通の拠点となる原木市場は2箇所開設されているが、輸入外材の取扱いが主であり、国産材の供給は少なく、市場を通さない流通形態となっている。

このような現状を踏まえ、民有林関係者と国有林関係者が連携して、次により林業の担い手の育成強化、林業の機械化、産地体制の整備等の推進に努めるものとする。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

当計画区における林業事業体は、林業労働者の減少、高齢化が進むなどその経営基盤は脆弱な状況にある。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 林業機械の導入の促進

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、請負事業の計画的・安定的な発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 作業路等の整備

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、作業道及び作業路が有機的に連結するよう路網を整備するとともに、作業路については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえて、低コストで壊れにくい作業路の整備を推進することとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や安定供給体制の整備を図ることが重要であり、市場機能を活用し原木の安定供給に取り組むとともに、システム販売により需要拡大を推進するなど、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援する。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

10 保安施設に関する事項

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、別表8のとおり定める。
- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
実施すべき治山事業の数量については、別表9のとおり定める。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表10のとおり定める。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、松くい虫、カシノナガキクイムシ等による病虫害、ツキノワグマ等による獣害の発生する恐れのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視、保護標識の設置等を重点的に行うこととする。

この場合、地域住民、関係行政機関等との連携を図り、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

また、寒風害等の気象被害については、当該地域における過去の被害の発生状況、気象条件、地形等現地の実態に即した適切な施業方法等を選択することにより被害の未然防止に努めることとする。

イ 森林の巡視に関する事項

前記アの人為被害、天然被害の発生する恐れのある地域については、過去の入林者数の動向、被害の発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な実施に努めることとする。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林被害の防止思想の普及啓蒙を図るため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

(1) 水源かん養機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		30,301.91
糸魚川市	計	12,665.76
	87～103全 113全 1～2全	今井 官造
妙高市	計	13,402.59
	1～3全 7～11全 12い ₁ ～イ ₄ 13い、ろ、ロ ₁ ～ロ ₄ 14～22全 23の～く 25い、と、ち、れ 26全 27い ₂ ～と、ち ₂ ～る、わ ₂ ～む ₁ 、う ₁ ～イ、ロ ₁ ～ロ ₇ 28り ₃ 、ぬ ₂ ～わ ₂ 29い～と 30へ～ぬ ₂ 、る～か 31に、ほ、ロ ₁ ～ロ ₃ 、ハ ₁ ～二 32よ、た 33わ、か 34と～か 35～56全 57ろ～る ₄ 、よ～む、イ 58～63全 64ろ～に、へ ₁ ～と ₂ 65い ₁ ～は 66全 85全、86全	
上越市	計	4,233.56
	4～6全 68～70全 72～81全	

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
上越市	82い ₁ ～そ、ね～の 83全、84全 114全、115全 1全	菖蒲 官造

(2) 山地災害防止機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数	計	23,516.80
糸魚川市	87い～は 88い、ろ 89全、90全 91ろ 92は、に、へ 93ろ、へ、た～ロ 94イ ₁ ～イ ₃ 95ほ～イ ₃ 96ち～イ 97は～わ ₅ 、ロ ₁ ～ハ ₄ 98全、99全 100ろ～イ、 102ろ ₁ ～は ₅ 、二 ₁ ～二 ₆ 103ほ ₁ ～ち、イ ₃ ～ロ ₃ 104全、105全 106い～に 107～112全 113イ ₁ ～イ ₅	13,677.05
妙高市	計	7,618.74
	1ほ 2へ、ち～イ 3は、ロ ₁ ～ロ ₂ 7は～イ 8全 9ぬ 10に 11全 12ろ 13い、ろ、ロ ₁ 、ロ ₂	

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
妙高市	14全 15ろ 16ろ、ロ ₁ ～ロ ₃ 17ろ、は 18に、と、り 19ろ、は、 20う ₁ 21か 22は、の ₁ 、の ₂ 23い～り、く 25い、と～ち、れ 26い～に、ハ ₁ ～ハ ₅ 27い ₁ ～り、る～そ、ね～の 30か 31全 32た 33か 34わ ₁ 、か 35よ、た 36る ₁ ～イ 37れ～ロ 38た 39ろ、ほ～イ 41全、42全 43ろ 44全 45ろ～ほ、 46ろ 47～49全 50い～に ₁ 、や 51は 52は～イ 53ち 54か 55ろ、に～イ 56に～イ 57い、わ、か、う ₁ 、う ₂	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
妙高市	59へ 61へ～イ 62に 63は～イ 64い、ほ、ち 65 に、ほ 66ろ 67全 5ろ、は、に 1全	妙高 官造 長沢 官造
上越市	計	2,231.01
	6ろ、イ 68全 69い、ろ ₁ 、は～へ 70い～は ₁ 、に、ほ 72全 73へ 74り 75に 77い～と、の 79全 82つ、お、く 84れ、そ、う 114全、115全	

(3) 生活環境保全機能

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
総 数		830.28
糸魚川市	計	94.05
	1全、2全	今井 官造
妙高市	計	182.42
	1全、24全	
上越市	計	553.81
	114全	

(4) 保健文化機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		27,737.24
糸魚川市	89全、90全 93全、 95～103全 105～107全 108口	12,594.66
妙高市	11全 12ろ、イ ₅ 13～23全 25～67全 3全	13,202.40 杉野沢 官造
上越市	計	1,940.18
	68～70全 72～75全 114全 115い ₁ 、い ₃ ～へ ₁ 、イ ₂ ～イ ₁₂ 、イ ₁₆ ～口 1全	菖蒲 官造

(5) 木材等生産機能

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		690.64
糸魚川市	計	143.73
	94へ、ぬ、の 105れ 5全 1い、は、に 2い～は 4い、ろ、に 1全、2全 1全、2全	青海 官造 今井 官造 // 糸魚川 官造 梶山 官造 大平 官造
妙高市	計	374.82
	1に ₁ ～に ₃ 、ち 2い 20ろ ₁ 、ろ ₃ 、ろ ₄ 、は、に ₁ 、に ₃ 、る ₂ 22い、に、ほ、り～ぬ、る ₂ 、か～よ ₁ 、よ ₃ 、れ ₁ ～れ ₃ 、 そ～つ、む、う ₃ 、う ₄ 24い～は、ほ ₁ ～わ ₂ 、よ～み ₃ 25へ 27ろ～と、ぬ ₁ 28ろ～り ₁ 、ぬ ₁ ～る ₁ 、る ₃ 、る ₄ 、る ₇ 、わ ₂ ～か ₂ 、 た、そ ₁ 、そ ₂ 、ら～む、お、ま、ひ ₁ 29い、に、ぬ～る ₂ 、わ、た～つ ₂ 、む ₁ ～お ₂ 、え、あ ₂ 32ら、む ₁ 57は～ほ ₁ 、と、ち、る ₁ ～る ₄ 、た、れ 85ろ、に ₁ 、に ₂ 、へ、と、つ、ね、ら、お～や 86と、り 5全 3全、 1全、	妙高 官造 杉野沢 官造 長沢 官造

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
上越市	計	172.09
	74に 76ほ、ち 80は、る ₁ ～わ 82は ₁ 、ね 83は、ほ ₁ ～と ₂ 、り～る ₁ 、か、つ、の ₁ 、の ₂ 、ふ、え、 き ₁ 、き ₂ 、み、ひ 84い ₁ 、は、ほ、へ、る ₂ 、る ₃ 、な、む ₂ 、う 1全 1全	板倉 官造 菖蒲 官造

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分	現 況	計 画 期 末	参 考 (現 況)			
			水 土	共 生	循 環	
面 積	育成単層林	787	746	330	282	175
	育成複層林	2,719	2,760	888	1,830	—
	天然生林	25,598	25,598	10,852	14,657	88
森林蓄積 m ³ /ha		99	105			
林道整備率 %		17.6	17.6			

- (注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。
- (ア) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
 - (イ) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
 - (ウ) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

- *1 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- *2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。
- *3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

(注2) 現況については、平成22年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	89	85	4	15	15	—	74	70	4

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	15	—

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		13,555.54
糸魚川市	計	5,717.74
	91い 92全 93い～ほ、と～よ、イ ₁ ～イ ₁₇ 94い～イ ₁ 、イ ₃ 95い～に 96い～と 97い～ろ、ロ ₁ 99全 104～106全 107い～と、り、る ₂ ～イ ₂ 、イ ₄ ～イ ₅ 108い～イ 109～113全	
妙高市	計	5,157.63
	1全 2い～と 3い～ろ、イ 9い～り 10い～は ₂ 、イ～ロ 12い ₁ ～い ₂ 、イ ₁ ～イ ₄ 14い、イ 15い、イ 16い 18い～ち 19い 20全、21全 22い～う ₁ 、う ₃ ～の ₁ 、イ 23の～お 24全	

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林小班)	面 積
妙高市	26い～は、イ ₁ ～イ ₄ 、ハ ₁ ～ハ ₂ 27い ₁ 、の、ロ ₁ ～ロ ₇ 31い～に、ロ ₁ ～ロ ₃ 、ハ ₁ ～ハ ₂ 40い 43い 46全 50く～や 51は～に 52い 53い～と 54い～わ 55い ₁ ～い ₄ 、は 56い～は、イ 58に～ほ 59は～へ 60に ₁ ～に ₄ 61全、62全 63い ₁ ～ろ 65全 66い ₁ ～い ₂ 85全、86全	
上越市	計	2,680.17
	4全、5全 6い 76～78全 80全 82は ₁ ～く 83全、84全 114い～と、ち ₂ 、ち ₅ 115全	

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積
総数		21,813.82
糸魚川市	計	10,456.77
	87～90全 91ろ 93へ、た～ね、イ ₁₈ 94イ ₂ 95ほ～イ ₃ 97は～わ ₅ 、ロ ₁ ～ロ ₂ 98全 100～102全 103い～ち、ロ ₁ ～ロ ₃ 107ち、ぬ～る ₁ 、イ ₁ 、イ ₆ 108ロ	
妙高市	計	9,766.53
	2ち～イ 3は、ロ ₁ ～ロ ₂ 7は～イ 8全 9ぬ 10に 11全、 12ろ、イ ₅ 13全 14ろ～に、ロ ₁ ～ロ ₂ 15ろ 16ろ、ロ ₁ ～ロ ₃ 17ろ～は 18り 19ろ～は 22う ₃ 、の ₂	

<p>妙高市</p>	<p>23い～う₃、く、ロ₄ 25全 26に、ハ₃～ハ₅ 27い₂～う₃、イ₁ 28全 29い～む₁、う₁～す、イ 30全 31ほ、ニ 32～39全 40ろ～ほ 41全、42全 43ろ 44全、45全 47～49全、 50い～お 51い～ろ、ほ～と 52ろ～イ 53ち 54か 55ろ、に～イ 56に 57い～る₃、わ～イ 58い～は 59い～ろ 60い₁～は 63は～イ 64い～ち 66ろ 67全</p>	
<p>上越市</p>	<p>計</p>	<p>1,590.52</p>
	<p>6ろ～イ 68～70全、72～75全 79全、81全 82い₁～ろ₂ 114ち₁、ち₁～ち₄、イ</p>	

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長:m、面積:ha、材積:m³

開設・ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針 葉 樹	広 葉 樹	
拡張	総 数		6路線	2,300				
	自動車 (改良)	妙高市	杉野沢 (杉野沢)	1,500				
			杉野沢 ニグロ川	100				
			杉野沢 (氷沢)	200				
			藤巻林道	300				
			杉野沢 氷沢支線	100				
			杉野沢 笹ヶ峰支線	100				

別表7 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(1) 所在及び面積等

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	備 考 (該当する保安林種)
市 町 村	地 区		
総 数		34,062.00	
糸 魚 川 市 [今井官造]	計	16,213.97	
	87～93、(94)、95～103、113 104、105、(106)、107～112	12,520.88	水かん
	1～2	3,599.04 94.05	土流 水かん
妙 高 市 [妙高官造] [長沢官造]	計	13,559.87	
	1～3、7～9、(10)、11 (12～15)、16～22、(25)、26 (29、30、32～35)、36、37 (38)、39～56、58～62、66 (85)、86	11,419.91	水かん
	(23、27)、31、(57)、63～65	1,824.06	水かん 土流
	67	294.55	土流
	(5)	16.35	土流
	(1)	5.00	土流
上 越 市 [菖蒲官造]	計	4,254.42	
	4～6、68、(69～70)、72～81 83、(84)	2,881.91	水かん
	82、114、115	1,367.51	水かん 土流
	1	5.00	水かん

- (注) 1 市町村欄の[]書は、官行造林地である。
 2 地区欄の数字は、林班で、()書は、区域が林班の一部であることを示す。
 3 面積は小班単位で集計。

本表に該当する森林

項 目	略 称
水 源 かん 養 保 安 林	水かん
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	土 流
砂 防 指 定 地	
山 地 災 害 危 険 地 区	

(2) 留意すべき事項

- ア 立木の伐採にあたっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。
- イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意すること。

別表8 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

8-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	34,695	
水源かん養のための保安林	29,992	
災害防備のための保安林	5,637	
保健・風致の保存等のための保安林	1,710	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

8-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を 必要とする理由
		市町村	区域（林班）		
指定	総数			365.86	
	水かん	計		366.33	水源のかん養
		糸魚川市	94	47.00	
		妙高市	27、28、29、30、31、 34、35、37、85	318.59	
		上越市	69、70	0.27	

本表の種類欄に記載した略称の内容

略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林

8-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表9 実施すべき治山事業の数量

森 林 の 所 在		治 山 事 業	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区	域		
糸魚川市	93、99、105、110		4	溪間工 山腹工
妙高市	23、24、26、27、31 37、38、43、45、46 57		11	溪間工 山腹工 本数調整伐
上越市	81、82、83		3	溪間工 山腹工 地下水排除工 本数調整伐
合 計			18	

別表10 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区 域(林班)			
水かん	総数		29,625.91	別表11、12	
	糸魚川市 [今井]	87～103、113 1、2	12,614.93	のとおり	保健林 370.68 国立特保 1743.83 国立特1 1623.81 国立特2 4664.56 国立特3 793.41 鳥獣特保 1180.71 史名天 974.82
	妙高市	1～3、7～23 23～27、29～66 85、86	12,798.69		保健林 919.84 国立特保 1587.86 国立特1 1754.47 国立特2 3910.81 国立特3 3953.22 鳥獣特保 2515.46
	上越市 [菖蒲]	4～6、68～70 72～84、114、115 1	4,212.29		土砂流出 1141.80 保健林 160.58 砂防指定 3.45 国定特1 160.90 国定特2 38.28 国定特3 181.63 県立特2 419.91 県立特3 1136.21
土砂流出	総数		5,544.15	別表11、12	
	糸魚川市	104～112	3,599.04	のとおり	国立特保 271.71 国立特2 235.35 鳥獣特保 271.71
	妙高市 [妙高] [長沢]	23、27、31、57 63～65、67 5 1	761.18		保健林 51.42 国立特保 332.05 国立特2 353.87 国立特3 53.91
	上越市	82、114～115	1,183.93		水かん 1141.80 県立特2 99.37 県立特3 950.21
防風林	総数		92.74	別表11、12	
	妙高市	24	92.74	のとおり	
保健林	総数		1,710.48	別表11、12	
	糸魚川市	101～102	370.68	のとおり	水かん 370.68 国立特2 67.20 国立特3 303.48

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林班)			
保 健 林	妙 高 市	35～38、45、50～52 57～60	1,179.22	別表11、12 のとおり	水 かん 919.84 土砂流出 51.42 国立特1 4.26 国立特2 416.01 国立特3 758.95
	上 越 市	74、75	160.58		水 かん 160.58 県立特2 160.58
砂防指定	総 数		3.45	別表 14	
	上 越 市	83～84	3.45	のとおり	水 かん 3.45
国立特保	総 数		3,935.46	別表 13	
	糸魚川市	90、93、97、100 102、103、107	2,015.54	のとおり	水 かん 1743.83 土砂流出 271.71 鳥獣特保 1452.42 史名天 974.82
	妙 高 市	11、13、14、16、26 36、37、39、41、42 44、47～49、63、67	1,919.92		水 かん 1587.86 土砂流出 332.05 鳥獣特保 1256.57
国立特1	総 数		3,382.54	別表 13	
	糸魚川市	93、97、99	1,623.81	のとおり	水 かん 1623.81
	妙 高 市	26、31、34～37 39～42、44、47～49	1,758.73		水 かん 1754.47 保健林 4.26 鳥獣特保 902.69
国立特2	総 数		9,316.76	別表 13	
	糸魚川市	89～90、93、97～98 100～103、105、107	4,901.31	のとおり	水 かん 4464.56 土砂流出 235.35 保健林 67.20
	妙 高 市	11～19、23、25、27	4,415.45		水 かん 3910.81 土砂流出 353.87 保健林 416.01 鳥獣特保 356.20
国立特3	総 数		5,903.87	別表 13	
	糸魚川市	100～103	795.57	のとおり	水 かん 793.41 保健林 303.48
	妙 高 市 [杉野沢]	14～23、25、27～30 32～39、45、50 53～66 3	5,108.30		水 かん 3953.22 土砂流出 53.91 保健林 758.95

国定特1	総 数		160.90	別表 13	
	上越市	68	160.90	のとおり	水かん 160.90
国定特2	総 数		38.28	別表 13	
	上越市	69、70	38.28	のとおり	水かん 38.28
国定特2	総 数		181.90	別表 13	
	上越市	69、70	181.90	のとおり	水かん 181.63
県立特2	総 数		421.69	別表 13	
	上越市	72～75、114、115	421.69	のとおり	水かん 419.91 土砂流出 99.37 保健林 160.58
県立特3	総 数		1,137.41	別表 13	
	上越市 [菖蒲]	73～75、114、115 1	1,137.41	のとおり	水かん 1136.21 土砂流出 950.21
鳥獣特保	総 数		3,967.89	別表 14	
	糸魚川市	100、102～103 107	1,452.42	のとおり	水かん 1180.71 土砂流出 271.71 国立特保 1452.42 史名天 974.82
	妙高市	11、13～14、16、37 39～44、47～49	2,515.47		水かん 2515.46 国立特保 1256.57 国立特1 902.69 国立特2 356.20
史名天	総 数		974.82	別表 14	
	糸魚川市	100、102	974.82	のとおり	水かん 974.82 国立特保 974.82 鳥獣特保 974.82

(注) 市町村欄の[]書は、官行造林地である。

注 本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 かん 養 保 安 林	国立特3	国立公園第3種特別地域
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国定特1	国定公園第1種特別地域
防風林	防 風 保 安 林	国定特2	国定公園第2種特別地域
保健林	保 健 保 安 林	国定特3	国定公園第3種特別地域
砂防指定	砂 防 指 定 地	県立特2	県立公園第2種特別地域
国立特保	国立公園特別保護地区	県立特3	県立公園第3種特別地域
国立特1	国立公園第1種特別地域	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
国立特2	国立公園第2種特別地域	史名天	史跡名勝天然記念物

別表11 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表12 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>

別表13 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	<p>森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。</p>
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は次の規定により行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設周辺（造林地、要改良林分、薪炭林は除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合は、その伐区は次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第3種特別地域	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>

別表14 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「新潟県砂防指定地等管理規則」（昭和46年8月10日付け新潟県規則第84号）
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）に基づいて施業を行う。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律214号）及び同施行令（昭和50年政令第267号）

